

大浜体育館等 利用申請書

申請番号	
------	--

堺市立大浜体育館等指定管理者
つながりーナ大浜PFI株式会社 代表者様

下記のとおり利用を申請致します。

申請者	申請日	令和	年	月	日
	利用日	令和	年	月	日
	団体名				
	氏名				
	住所				
	電話番号	-		-	

行事/種目		利用人数		名
会場責任者	氏名	電話番号	-	-

利用施設及び付属設備	利用時間	区分	利用料
<input type="checkbox"/> 大浜公園野球場 (A B)	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 三宝公園野球場 (A B)	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 浅香山公園野球場	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 大浜公園テニスコート (A B C D)	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 土居川公園テニスコート(A B)	: ~ :	一般・生徒	円
<input checked="" type="checkbox"/> 大浜相撲場	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 付属設備 (<input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 時間)			円
利用料合計			円
備考	レシート番号	受付係員	

利用にあたっては、次の内容をご確認の上、□に✓を記入ください。

- 利用にあたっては、堺市公園条例等の法令及び管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序または風俗を乱す行為や施設等を破壊する等の行為を行わないことを誓約します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、利用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意: 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容を確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

利用キャンセル期間は、
相撲場・・・利用日の14日前まで、野球場・・・利用日の7日前まで、テニスコート・・・利用日の3日前まで可能
(キャンセル期間経過後でも取り消しは可能ですが、利用料の返金は出来ません。)

大浜体育館等 利用許可書

許可番号	
------	--

下記の申請を許可致します。

受領印

申請者	申請日	令和	年	月	日
	利用日	令和	年	月	日
	団体名				
	氏名				
	住所				
	電話番号	-		-	

行事／種目		利用人数		名
会場責任者	氏名	電話番号	-	-

利用施設及び付属設備	利用時間	区分	利用料
<input type="checkbox"/> 大浜公園野球場 (A B)	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 三宝公園野球場 (A B)	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 浅香山公園野球場	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 大浜公園テニスコート (A B C D)	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 土居川公園テニスコート(A B)	: ~ :	一般・生徒	円
<input checked="" type="checkbox"/> 大浜相撲場	: ~ :	一般・生徒	円
<input type="checkbox"/> 付属設備 (<input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 時間)			円
利用料合計			円
備考	レシート番号	受付係員	

利用にあたっては、次の内容をご確認の上、□に✓を記入ください。

- 利用にあたっては、堺市公園条例等の法令及び管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序または風俗を乱す行為や施設等を破壊する等の行為を行わないことを誓約します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、利用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意: 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容を確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

利用キャンセル期間は、
相撲場・・・利用日の14日前まで、野球場・・・利用日の7日前まで、テニスコート・・・利用日の3日前まで可能
(キャンセル期間経過後でも取り消しは可能ですが、利用料の返金は出来ません。)

利用許可条件

1. 利用のときは、この許可書を持参ください。利用前に提示をお願いいたします。
2. 準備と片付けは利用時間内に行い、必ず整備したうえで終了してください。
3. 許可なく、利用内容を変更しないでください。
4. 利用権を譲渡し、他人に利用させ、又は許可なく利用目的以外に利用しないでください。
5. 施設及び付属設備等は、善良な管理者の注意を持って利用してください。
もし、当該施設を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくこととなります。
6. 所定の場所以外で飲食したり、火器(喫煙を含む)を使用しないでください。
7. 催し物等に係るポスター等の取り扱いについては、事前に係員と相談してください。
8. 公園の周辺には駐車しないでください。
9. 園路及び子供の遊び場では、練習しないでください。
10. 雨天等のため施設の利用可否が不明な場合は、体育館事務室に問い合わせ、
係員の指示に従ってください。
11. テニスシューズ以外の靴ではテニスコートに立ち入ることはできません。
12. 野球場では硬球は使用できません。
13. 堺市公園条例又は堺市立大浜体育館等管理運営規則の規定その他係員の指示に
違背したときは利用許可を取り消し、その利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を
命ずることがあります。
この場合において、利用者に損害が発生しても、当方はその責めを負いません。
14. ごみは利用者の責任において、持ち帰ってください。
15. 管理の都合上、利用中の室内に係員が立ち入る場合がありますので、ご了承ください。
16. 危険物の持ち込み、動物連れでの入館はできません(介助犬は除きます)。
17. 盗難事故には一切責任を負いません。貴重品については、各自で管理してください。
18. 全各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。